

平成27年度 第14回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成28年 1 月22日（金）10時00分～11時30分
開催場所	産業貿易センター B102号室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、岡部委員、小熊委員 田中（稲）委員、津谷委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、井上委員、木下委員、小長井委員、田中（伸）委員、中村委員、 葉山委員
開催形態	公開（傍聴者7人）
議 題	1 （仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響 評価方法書について 2 アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る 第2分類事業判定届出書について
決定事項	平成27年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成27年度第13回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1)（仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

【事務局】 補足ですが、事務局より前回審査会の議事内容を葉山委員に報告するとともに、生物多様性に関して葉山委員の意向を確認しました。
葉山委員の意向は、「都市部における生物多様性への配慮やエコアップの効果科学的に検証するためにも、生物多様性を評価項目として選定し、調査・予測・評価することが望ましい。」とのことでしたので、ここにご報告致します。

イ 意見書の内容及び事業者の見解について事業者が説明した。

ウ 質疑

【津谷委員】 方法書112ページの配慮市長意見の内容及び事業者の見解の2(1)アにおいて、「隣接するB-3地区の集合住宅に対して日影や圧迫感の低減、風環境に配慮することはもちろん、ホテルから集合住宅の居室への視線等にも配慮してください。」とお願いしており、それに対する回答として「隣接するB-3地区に対しては、建物形状の検討による日影や圧迫感の低減、風環境に対する環境配慮とともに、計画建物との見合いについても十分配慮していきます。」とあるが、具体的にどのような配慮をしているのでしょうか。

【事業者】 見合いについてお答えさせていただきます。お隣の1階部分にある認可保育園に対して、客室からということでしたら、客室の窓に不透明な膜を貼るといった視線を遮るようなものが考えられます。地上レベルにおけるホテルから保育園への視線を遮るものとしては、フェンスですとか、植栽というものが考えられます。

【津谷委員】 圧迫感の低減についてはどのような配慮を考えていますか。

【事業者】 圧迫感の低減ということですが、今回、4階までの低層部と5階以上の高層部というのがございます。東側の万国橋通に近い位置に低層部が

あり、その道路からセットバックする形で高層部を設けております。低層部の平面形状が、そのまま最上階まで続く形状ではないということです。方法書10ページにある、海側から隣接地であるB-3地区を望む断面の左側に低層部というものと高層部というのがあり、セットバックした形になっている部分が隣接建物と一番近い位置になります。

【津谷委員】 今回ご提出いただいた「方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解」の5ページにある意見書1の添付図で、B-3地区から見て建物が遮ってしまいうように見えるのですが、そういう形で建物が建つ訳ではないということですか。

【事業者】 一部は隣の建物と重なる部分が当然出てきますが、ホテルの低層部の平面計画を高層部まで続けるのではなく、一部セットバックすることによって他人同士の見合い自体を少なくすることを計画しております。

【津谷委員】 説明会において、そういった説明はされましたか。それともこれは意見書として書面が出たということでしょうか。

【事業者】 今回の意見としては、5ページにある意見書1の添付図で、赤色の四角と矢印を引っ張り、建物をこちらに丸々移して欲しいというご要望がございました。これについては、そもそも建物を建てられる場所が設定されており、この赤線部分に建物を建てることのできないのか、ということで2ページ目の一番上の欄に記載しております。「本事業は、北仲通北再開発等促進地区地区計画において」という文章から始まるのですが、大きく位置の変更ができませんということでご理解賜りたい、と回答しております。

【津谷委員】 その代わりにこういう配慮をしているという回答をしっかりとされた方がよいのではないかと思います。

【事業者】 ご要望自体が建物を丸々移して欲しいというものでしたので、それに対してはできません、という回答に留めさせていただいたのが、この回答の趣旨でございます。

【奥副会長】 意見書の内容の3つ目なのですが、「工事期間中の安全について」ということで、工事車両の往来の際は子供たちに対する安全への配慮を願いたい、ということだと思いますが、これに対しての事業者の見解が書かれておりません。騒音・振動については記載されていますが、安全確保についてもしっかりと配慮していくということを書き込んでいただきたいと思います。

【事業者】 大変失礼致しました。訂正という形で資料を更新させていただきたいと思います。

【田中(稲)委員】 奥委員のご指摘と同じ箇所なのですが、具体的に騒音・振動に対して十分な配慮をしたいということですが、意見の内容に子供たちのお昼寝の時間だけでも配慮して欲しいということが書いてありますが、具体的にどのような対策が考えられて、この「十分な配慮」というような書き方をされたのか、お考えを聞かせていただきたいです。

【事業者】 建設機械で、低騒音型というのがございますので、物理的な面では低騒音型の重機を用いることが一つ考えられます。

また、ソフト面では重機の音以外に、安全を確保するという一方で、作業員同士の掛け声もございまして、中には安全とは関係ない大きな声で単に怒鳴るというようなこともございまして、そういった現場工事に関係ないことでご近隣の皆様にご迷惑お掛けしないように、節度ある現場に

するよう我々としては指導していきたいと思います。

【田中(稲)委員】 低騒音型の重機を使用するというのも対策として考えられると思うのですが、工事時間を制限するといった対策はこれまで他の現場で取られたことはあるのでしょうか。

【事業者】 平日の昼間で時間制限をしたことはございません。現実的な話を申し上げますと、意見書の内容にある12時～15時という時間で工事を止めるということは困難と思っております。ですので、そこについては申し上げた物理的な対策の他、場合によっては隣地境界に騒音・振動計を設け、それを計測することで管理していくことが考えられます。

【田中(稲)委員】 おそらく保育所もどれほどの工事騒音か想像できないと思います。いざ現場が始まる時に問題になる可能性がありますので、関係機関や保育園、当事者と十分に事前協議をしながら進めて欲しいと思います。

【事業者】 ご意見ありがとうございます。今後、ご近隣の方々に対してはきちんと建築計画、施工計画を説明させていただきたいと思います。

【横田委員】 景観と日照についてなのですが、高層部の位置が南側に寄っているものを北側に動かせる余地がどれくらいあるか教えて下さい。

【事業者】 水際線プロムナード側に関しましては31m以上の高層部を建てることのできる範囲が、護岸境界線から20mという数値に決められておりますので、これ以上は北側に寄せられない状況となっております。

【事務局】 2ページ目の事業計画、地区計画について、という項目の2行目に「万国橋会議センターにて、この地域の建築物高さ制限についての説明会がありました。あの制限が撤回されたという説明会はまだ聞いておりません。」という意見がございまして、事業者から「横浜市関係課に申し伝えます。」とご回答いただいております。これについて事前に所管の都市整備局に問い合わせ事実関係を確認しましたので、ご報告させていただきます。

「北仲通北地区では、平成16年5月にそれまでの臨港地区を解除し、北仲通北地区地区計画を都市計画決定しています。

平成19年10月に北仲通北地区地区計画を北仲通北地区再開発等促進地区地区計画に変更する都市計画決定を行い、その際、地区の高度利用のため建築物の高さの最高限度を150m以下としています。

平成24年1月に特定都市再生緊急整備地域に指定され、その後、地権者からの都市計画提案を受け平成26年4月に地区計画変更の都市計画決定告示をしておりますが、建築物の高さの最高限度については、変更していません。

なお、平成26年の都市計画変更時には、北仲通北地区内及び周辺にポスティングを行い、ご案内をしたうえで説明会を開催しております。」という回答をいただいております。以上です。

【横田委員】 ご報告いただいた内容への質問です。容積率変更・割増等で地区計画変更の経緯があるということですが、当時、地区施設の位置の検討は対象になっているのか、あるいは対象にできるものなのか、分かれば教えていただきたい。若しくは、後日お調べいただければと思います。

【事務局】 都市計画提案の中で、地区施設の位置を変えるような変更提案が当時可能だったか、ということでしょうか。

【横田委員】 はい、そうです。

【事務局】 調べてご回答させていただきます。

【佐土原会長】 細かい表現のことですが、「方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解」の事業者の見解の中で、「十分な配慮をしていきたいと考えています。」とあるところは、具体的には準備書においてきちんと担保するという理解でよろしいでしょうか。

3 ページの一番上の行には「準備書において明らかにいたします。」と書いてありますが、それ以外はそのような表現になっていないので確認させて下さい。

【事業者】 はい。「環境の保全のための措置」という扱いで準備書の中で明らかにさせていただきたいと思います。

エ 審議

【佐土原会長】 次回以降、横田委員からの質問に対する事務局の回答が残っていますが、対応はどのように致しますか。

【事務局】 本件に関しては、今後事業者が補足説明する事項がありません。
次回は審査会の答申に盛り込む内容に漏れがないかを確認する為、検討事項等一覧を事務局で作成し、審査会でご確認していただきます。
また、本日、横田委員からいただいたご質問にも回答させていただきます。

(2) アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業に係る第2分類事業判定届出書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 事業者補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【佐土原会長】 補足資料13ページの表-4のところは、バックグラウンドと寄与分を合わせることができないので、直接煙突から出てきたものだけを記載したということだったのでしょうか。

【事業者】 その通りです。

【佐土原会長】 バックグラウンドを加えられないのは、どうしてですか。

【事業者】 今回、特定の大気安定度と風速の組み合わせを想定して、発生源として一番最悪になるように設定しています。その条件で一般環境のものがどの程度になるか設定するのが困難であるということです。その大気安定度と風速の組み合わせで、環境中の濃度を算出するのが難しいということです。

【佐土原会長】 そうすると、結果としてこの値にバックグラウンド的なものが加わるので、これより高くなる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 現実にはそのような話になります。

【佐土原会長】 そうしたときに、補足資料13ページの表-5で基準値との比較があるのですが、特に塩化水素に関してはかなり基準値に接近している状況があるのではないかと思いますので、これが基準値を超えないということの担保がされないのではないのでしょうか。

【事業者】 確かに、塩化水素に関しては基準値に対して非常に近い値になっています。濃度的には決して、低い値ではないと思われれます。ただ今回、有効煙突高という、煙突からの排出ガスがその慣性で上がる力で生じる高さを考慮していません。煙突高さそのものから拡散が始まる条件を設定しています。これは、通常ではあまり考えられないパターンです。特に今回予測する前提条件にしました大気安定度Bで風速1mの条件では、

まず起こり得ない条件です。本来であれば煙はより高いところに移動しながら拡散することになりますので、正直な話、ここで算出している数値は過大な数字になっているという評価です。

【佐土原会長】 今の説明ですと、ある面では過大な評価になって、ある面では過小な評価になるということが混在することになってしまっていて、どのように読み取ったら良いかが判らなくなってしまいます。その点はどのように考えたら良いでしょうか。

【事業者】 過小な評価とはどのようなことでしょうか。

【佐土原会長】 先ほど申し上げたバックグラウンドは、考慮できないから入れないという話です。それは増える要因を計算上できないので入れないという説明でした。一方で、煙突からの排出ガスの上昇については考慮せずに煙突の実高さで計算を行い、高い値が予測されました。これをどのように整理していいか判りにくいと思います。

【事業者】 塩化水素自体は公共での測定結果が非常に少なく、バックグラウンドを設定せずに予測しています。現状のバックグラウンドがどうであるかは、最終的には現地調査を実施しなければならず、計画地周辺でのバックグラウンド濃度の設定は難しいと考えています。今回は、寄与分のみでの予測結果ですが、一応、有効煙突高を設定した条件でも計算は行ってみました。その結果につきましては今回の補足資料には反映させていないのですが、有効煙突高を考慮した最大着地濃度は、0.0015ppmと低いオーダーの結果が得られています。

【佐土原会長】 その結果はどこにあるのですか。

【事業者】 今回の補足資料には反映させていません。手持ち資料を口頭で説明しました。

【水野委員】 補足資料13ページの表-5、6の基準値等は短期予測と比較すべき基準ですか。

【事業者】 はい。補足資料11ページの表-3で示した数字です。

【水野委員】 塩化水素の0.02ppmを超えてはならないという基準値には、バックグラウンドは入っているのですか。

【事業者】 この濃度は、「廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の排出基準の設定について」と言うことで定められたものです。日本産業衛生学会で「許容濃度に関する委員会勧告」で示された労働環境濃度になるのですが、そちらの上限値5ppmを参考として、環境濃度の目標を0.02ppmに設定したということです。「平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう排出基準値を設定した。」とのことです。この文章を読む限りでは、バックグラウンドの分までは含まれていないと思います。

【水野委員】 そうしますと、表の値には、バックグラウンドを含む必要がない。排出量が決まって、それだけでよいということでしょうか。

【事業者】 はい、そのように解釈しています。

【水野委員】 塩化水素は0.02ppmをぎりぎり満足しているという評価ですか。

【事業者】 今回の結果だけで対比すればそのようになります。

【水野委員】 塩化水素の環境濃度は、この場所ではどの程度、観測されているのですか。

【事業者】 この場所で測定した実績はありません。

【水野委員】 横浜市全体ではどうですか。

【事業者】	計画地近郊では、塩化水素の測定結果は見当たりませんでした。
【事務局】	常時監視局では、通常、塩化水素は測定していません。
【水野委員】	塩化水素の環境基準は決まっているのですか。
【事務局】	環境基準は設定されていません。
【水野委員】	補足資料13ページの表－3の値以外に比較するものはないということですか。
【事務局】	はい。先ほど事業者から説明があったとおりです。
【水野委員】	塩化水素の場合は、健康障害問題と短期時間の高濃度が問題であるという解釈でよろしいのですか。
【事業者】	大元となっている労働者に対する濃度の考え方ですと、1日8時間で、週40時間を前提としていますので、瞬間的な値と言うよりは、平均的な値の設定ということですか。
【水野委員】	労働者に対する暴露量と一般環境に対する人への考え方は違う気がします。その労働者に与えられたものをそのまま環境に当てはめるという話ではないとは思いますが、他に比較すべきものがないのであれば、この値を下回るようにすることは妥当かと思えます。ここで塩化水素を選ばれた理由は、その量がある程度出るという予測だと思うのです。評価項目になるということで、最大濃度が出る可能性があるということを経験しているのですが、どう評価するかということですか。
【岡部委員】	今の件に関連して、常時は観測していないという話だったのですが、このような施設は日本の国内にも何か所もあると思うのですが、その周辺等で、測定をしている場所はないのでしょうか。そうすれば、おおよそこのくらいの値と言う目安が分かると思うのですが。
【事業者】	今回の計画地だけでなくということですか。
【岡部委員】	はい。
【事業者】	それであれば、過去の事例で他のアセス事例等ありますので、そちらにおそらく記載されているものを調べれば可能かと思えます。
【岡部委員】	そうしていただければ、おおよその目安が分かるかと思えますので教えていただければありがたいと思えます。
	それから、前回、こちらの焼却施設は割と狭い面積のところ、焼却能力の高いものを作るというように、表が見てとれたのですが、今までの施設とは違って、高能力のもので対応されるような計画になっているのですか。
【事業者】	計画に焼却炉から出てくる蒸気を使い発電をするということで発電機も入れます。他のところと比べて、そんなに窮屈な設計ではありません。通常の焼却炉95tと発電機を入れると図のような敷地になっていて、前回の設計図を見てもらったのですが、それほど窮屈ではないと考えています。
【津谷委員】	塩化水素のバックグラウンドですが、第2分類事業判定届出書添付資料35ページの表3－3(2)で、塩化水素のバックグラウンド0.002ppmとなっていますが、これはどこからきたのですか。
【事業者】	申し訳ございません。これは誤植です。
【事務局】	第2分類事業判定届出書添付資料34、35ページの表3－2(1)、3－2(2)、3－3(1)には、塩化水素のバックグラウンドは記載されていません。
【水野委員】	先ほどの表－5に戻るのですが、この場合の計算は大気安定度Bで有

効煙突高を入れて計算していないので、35mそのままですが、以前の資料ではBの時の有効煙突高は150m以上あったのではないかと思いますのですが、どのくらいになっていましたか。

【事業者】 今回計算した結果では、164.8mになります。

【水野委員】 35mと164.8mで、4倍ぐらい高くなるのですね。

【事業者】 はいそうです。

【水野委員】 ということは、単純に言えば16分の1の濃度になるはずですが、それで計算すれば、つまりダウンウォッシュも何もなければ、188°Cの煙が上昇して拡散する条件で計算をすれば、おそらくこの0.019ppmの16分の1程度の濃度が最大になるはずなのですが、それをここでは更に危険性を採って、有効煙突高なしという方法を取っているのです、かなり高濃度の計算をしている結果だと私は解釈しています。

【事業者】 はい、そのとおりです。

【水野委員】 煙突諸元ですが、煙突の口径と排ガスの排出速度を一緒に書いていただきたいと思います。前の資料でそのところが抜けているので、第13回審査会で配られた補足資料の22ページのところに、煙突高さや排ガス量はありますが、口径と排ガス排出速度の両方を入れておいていただきたい。

それから、いまのところ、有効煙突高を入れた場合と入れない場合をやはり比較していただいた方が、特に高濃度の場合がどのように変わるかというのは、微妙なところもあるので、比較した方がよいと思います。

【事業者】 承知しました。

エ 審議

【佐土原会長】 事務局から意見の確認をお願いします。

【事務局】 会長からは、今回の予測結果をまとめた表につきまして、特に短期評価部分に関する質問がありました。バックグラウンドが足されていない理由についてと、塩化水素の基準に予測結果が近いことに関して、有効煙突高を考慮しないで行ったこととバックグラウンドが足されていないことをどのように考えるか、という質問がありました。

水野委員からは、塩化水素の0.02ppmは環境基準ですかというご質問がありました。こちらは環境基準ではありませんが、事業者の説明にもありましたように労働環境濃度を参考に出された数値ですと説明がありました。また、塩化水素について、バックグラウンドが入っていない高い予測値をどう評価するか、というご意見がありました。

岡部委員からは、この周辺で塩化水素のバックグラウンドを常時監視はしていないけれど、他の場所での測定結果はありませんかという質問があり、それについては事業者から、別の場所ならば示すことはできるという回答がありました。

また、狭い敷地で事業を計画することについての質問に対しては、今回の計画については、蒸気でさらに発電をするというサーマルリサイクルを考えており、そのような施設を含めると、それほど狭くないと考えるという説明が事業者からありました。

津谷委員からは、判定届出書の附属図書の中で示されている表3-3(2)に記載されている塩化水素のバックグラウンドの値について質問があり、こちらは間違いということでしたので、訂正することになります。

水野委員からは、補足資料の表-5につきまして、有効煙突高を入れたものとそうでないものを比較して、さらに煙突口径、排出速度等のデータを記載してくださいという意見がありました。そちらにつきましては、次回に資料を提出することになると考えます。

確認ですが、表-5の塩化水素の基準0.02ppmについてバックグラウンドを考慮すべき基準なのかという質問が水野委員からありましたが、事業者からは、バックグラウンドは考慮しないとの回答があったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【水野委員】

はい。

【事務局】

岡部委員からのご意見に関して、ほかの地区のデータというのはバックグラウンドという意味でのデータでしょうか。

【岡部委員】

できれば、今運用しているような廃棄物処理施設の周辺で、実際にどれぐらい観測されるというか検出されるものなのかというのが分かるかと、それがバックグラウンドとはちょっと違いますが、目安としては分かるかと思って発言させて頂きました。

【事務局】

他の事例でも、ということでしょうか。

【岡部委員】

施設稼働している周辺であれば。

【事務局】

排出の濃度が判ると良いということでしょうか。

【岡部委員】

基本的には環境測定が良いのですが、測定していないという話でしたので。

【事務局】

はい分かりました。事業者と調整させていただきます。

【津谷委員】

短期予測の場合、バックグラウンドの設定をしないということで、補足資料12ページの真ん中辺りに「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針平成18年 環境省」が出ており、これを引用していると思うのですが、これの原本の写しを見せて頂きたい。

【事務局】

次回そのものを提出します。

【水野委員】

追加質問に入れておいていただきたいのですが、補足資料の2ページ目の回答のところにある二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化いおうの換算式があります。年平均値と98%値等との換算式がありますが、これはいつのどのデータなのか、根拠を明らかにして下さい。

【事務局】

承知しました。

【佐土原会長】

その他はよろしいでしょうか。この件に関しましては、事業者にまた資料を準備していただくということで、継続審議とさせていただきたいと思えます。

資料

- ・平成27年度第13回(平成28年1月8日)審査会の会議録(案)
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解 事業者資料
- ・アイテック株式会社(仮称)アイテックエコパーク横浜新設事業 第2分類事業判定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・横浜市環境影響評価条例の第2分類事業判定基準等について 事務局資料

・アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業 第2分
類事業判定届出書に関する補足資料 事業者資料